

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20251205	有限会社石田タクシー(法人番号1240002031373) 代表者石田光雄	広島県庄原市川手町字貝原沖938-2	本社営業所	広島県庄原市川手町字貝原沖938-2	文書警告(処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)による)	道路運送法第27条第3項	令和7年6月26日及び同年10月31日、継続監視の監査対象であることを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(運輸規則第21条第5項)、(3)業務記録の記載事項義務違反(運輸規則第25条第1項)、(4)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)	3	3
20251205	広交タクシー株式会社(法人番号5240001009953) 代表者平本拓史	広島県広島市西区観音新町3丁目2番1号	本社営業所	広島県広島市西区観音新町3丁目2番地1号	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和7年7月24日及び同年10月29日、継続監視の監査対象であることを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)	0	0